# 三池港港湾計画書

-軽易な変更-

平成18年11月

三池港港湾管理者 福岡県

本計画書は、港湾法第3条の3の規定に基づき、

- 平成 1 1 年 9 月 福岡県地方港湾審議会
- ·平成11年11月 港湾審議会第170回計画部会
- の議を経、その後の変更については、
  - ·平成15年 1月 福岡県地方港湾審議会
  - · 平成 1 8 年 6 月 福岡県地方港湾審議会

の議を経た三池港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変	更	理由	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	••••	• • • • • •	• • • •	• • • • •	••••	• • • •	• • • •	 ••••	• • • •	• • • •	1
1		小型	船た	ごま	り計	-画	(変	更)	••••		••••	• • • •	• • • •	 • • • •	• • • •		2
2		臨港	交通	1施	設計	-画	(変	更)	••••		••••		• • • •	 • • • •	• • • •		3
3		港湾	環境	主整	備施	設	計画	(変	更)	• • • •	••••		• • • •	 • • • •	• • • •		4
4		土地	造瓦	之及	び土	:地	利用	計画	( 7	変更)		• • • •	• • • •	 	• • • •		5

## 変更理由

社会情勢の変化に伴い、四山地区において、小型船だまり計画、 臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更 する。

## 1. 小型船だまり計画(変更)

水域利用の適切化と、漁船等の集約化を図るため、小型船だまりを 次のとおり計画する。

#### [小型船だまり計画]

#### 四山地区

泊地 水深 2 m 面積4 h a 「既定計画の変更計画」

航路 水深 2 m 幅員17 m [新規計画]

防波堤 延長 325m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 2m 延長98m [既定計画の変更計画]

小型桟橋 4基 [既定計画の変更計画]

船揚場 延長47m「既定計画の変更計画]

埠頭用地 2 h a [既定計画の変更計画]

#### 既定計画

#### 四山地区

泊地 水深 2 m 面積 6 h a

防波堤 延長 1,015m

物揚場 水深 2 m 延長110 m

小型桟橋 4基

船揚場 延長50 m

埠頭用地 2 h a

### 2. 臨港交通施設計画(変更)

港湾における交通の円滑化を図るとともに、小型船だまり等港湾施設と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

#### [臨港交通施設計画]

道路

臨港道路四山線「既定計画の変更計画」

起点 四山地区小型船だまり

終点 臨港道路三池港南北線 2車線

既定計画

臨港道路 四山線

起点 四山地区小型船だまり

終点 臨港道路三池港南北線 2車線

## 3. 港湾環境整備施設計画(変更)

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

四山地区

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画 四山地区

緑地 1 h a

### 4. 土地造成及び土地利用計画 (変更)

港湾施設の計画に対応するとともに、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

#### (土地利用計画)

(単位: h a)

用地地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業用地	交通 機能 用地	緑地	計
四山地区	(2)	(15) 15	(6 3) 6 3	(3)	(1)	(84)

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区

域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3:今回の変更に係る地区についてのみ記述した。